

名古屋市告示第365号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和7年7月8日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和7年7月8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

道路の区域変更及び供用開始

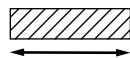
道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	大津橋城北新町線	名古屋市北区名城一丁目4番の1地先から	前	0.050	50.00	附 図
			名古屋市北区名城一丁目4番の1地先まで	後	0.050	64.18 ～ 64.84	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

# 附図



## 凡例



区域変更により道路の区域  
とし供用開始する部分